

平成二十九年政令第四百二十二号

自転車活用推進本部令

内閣は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自転車活用推進本部長）

第一条 自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

（資料の提出等の要求）

第二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三条 本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

（本部の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定める。

附則

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。